

役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぴゅあ（以下、「本法人」という。）定款第8条及び第13条第10項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定の例に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(用語の定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員等（第6号に規定する委員を含む。）と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、本法人本部を主たる勤務場所とし、本法人の常勤職員と同等の勤務態様をする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金の例によるものと同じであって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (6) 委員とは、評議員選定委員並びに第三者委員で、この規程において評議員に準じる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事に対する報酬等は、別表の金額の範囲内で年間報酬額を定め、その額を12で除した月額（定例報酬の額）をもって毎月の定まった日に支払うものとし、加算額については、12ヶ月を経過する毎に、定例報酬の額に加算する。

非常勤役員に対する報酬等は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。

- 3 前項に定める報酬のほか常勤理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 本法人の職員を兼務する理事に対する報酬等（別表加算額を除く。）は、給与規程及び退職金規程に基づく給与及び退職金等で支払い、本規程の適用はしない。
- 5 非常勤役員に対する報酬等は、別表に定める額とする。
- 6 役員等には、賞与を支給しないものとする。

（報酬等の額の決定）

第4条 前条に定める報酬等の額は、評議員会の決議により定めるものとする。

（報酬等の支払方法）

第5条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする

- 2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 新たに役員等になった者には、その月（非常勤役員は、その日）から報酬等を支給する。
- 4 役員等が退職し又は解任された場合には、その月（非常勤役員は、その日）までの報酬等を支給する。

（報酬等の支給日）

第6条 役員等の報酬等（在任期間12ヶ月あたりに支給されるものを除く。）は、その月の月額的全額を毎月15日迄（非常勤役員等は、翌月15日迄）に支給する。ただし、支給日が金融機関の休業日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

（費用）

第7条 本法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 通勤手当は、月額の定額とする。

（端数の処理）

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切

り上げるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に規程する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

- 2 社会福祉法人ぴゅあ役員報酬規程は、この規程の施行に伴い廃止する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）の施行日（平成29年4月1日）までに行われる第9条、第10条及び第11条の規定に基づく取り扱いについては、なお従前の例による。

この規程は、令和3年1月29日から施行する。

別表

役 職 等	報酬等の上限額
常 勤 理 事	<p>年間総額 350 万円までの範囲内 上記年間総額に（在任期間 1 2 ヶ月あたり）、 30,000 円を加算する。</p>
非常勤役員	<p>1 役員等の職務執行（1 日 1 回あたり）、 及び理事会、評議員会、評議員委員会出席の都度、 18,000 円（1 回） ※市内行動旅費、日当加算及び諸経費を含む （在任期間 1 2 ヶ月あたり）、30,000 円</p> <p>2 交通費実費（旅費規程に基づく費用弁償額）</p> <p>3 職務遂行のために実際に要した費用の実費</p>